

地域環境創造主体としての「設定された地元」  
－ 混住化地域におけるまちづくりを事例として －

五十川 飛 暁

四天王寺大学紀要  
大学院 第16号  
人文社会学部・教育学部・経営学部 第55号 2013年3月  
短期大学部 第63号  
(抜刷)

## 地域環境創造主体としての「設定された地元」 ——混住化地域におけるまちづくりを事例として——

五十川 飛 暁

近年、集落的な地域における環境創造のあり方が課題になっている。本稿で取りあげる混住化地域の事例においても、当該地域外部からの働きかけと支援とによって新たな住民組織が誕生し、地域環境の改善が模索されてきた。外部からの支援者と地元住民とが協力し、課題を克服していくというシナリオは、たいへん一般的である。しかしながら、本稿の事例地で住民組織にかかわってきた住民たちが示したのは、当初目指されていた計画とはたいへんかけ離れた取り組みの提示と実行であった。

そこで本稿では、運動にかかわる諸主体間の相互作用過程を分析するなかから、住民組織がそのような決定を生み出した理由を検討するとともに、地域住民組織における意思決定のあり方を考察した。その検討の結果、そのような意思決定は、当該住民組織（本稿ではこれを「設定された地元」と位置づけ分析していく）が、既存の諸主体の関係性とそこに働く規制をうけとめつつ、相互の関係性が崩れてしまわないようにしたうえで、相互が納得するかたちで規制の内容を組みかえていこうとする工夫であったことを明らかにしていく。そしてその、地域の個性をふまえた創意工夫に、新たな地域創造の担い手としての可能性を指摘する。

**キーワード：**まちづくり、混住化、よそ者／地元、意思決定プロセス

### 1. はじめに

最近では、村落社会も含めた地域社会において、かつてのムラが保持していた強固ないわゆる集落規制（ムラ規制）というものが目立つことは少なくなってきた。だが、現在でも地域社会でなんらかの新しい動きを展開しようとする、集落規制とまではいえないまでも、そこにかかわる主体相互が地域での生活に支障をきたさないようにある種の配慮をなさざるをえないところがある。それを広い意味での共同体的規制<sup>(1)</sup>といってもあながち誤りではないだろう。

共同体的規制というと、それは克服されるべき対象であると一般的にはみなされてきた<sup>(2)</sup>。しかしながら、それは必ずしも負の意味だけで捉えるべきものではないかもしれない。というのも、その規制というものが存在することを前提としたうえで、地域社会の住民たちはこれまでも、そして現在も、意思決定をおこなっているからである。つまり、集落に必要な社会秩序としてそれは機能している側面があるかもしれないのである。共同体的規制をこのように捉えるならば、地域社会でおこなわれている新しい動きのなかに、規制があるからこそ、逆に住民たち自身がさまざまな創意工夫をする可能性がでてくるというような、逆説的な現象も生じて

いるのではないかと思えてくる。なぜなら規制の存在はまた強固で安定した人間関係の存在を前提にしているからであり、強い関係性の存在はしばしば変革にもプラスに作用するからである。

本稿でとりあげるのは、福岡県の小集落における地域環境改善運動の事例である。ここでは、当該地域外部からの働きかけと支援によって新たな住民組織が誕生し、まさに新しい運動が展開されてきた。そこで問題とされたのは、集落に張りめぐらされた水路と当該地域住民とのかわりのあり方であった。その管理をめぐって住民にとっての望ましいかたちが模索され、住民自らの意思決定による実践が目指されてきたのである。ところが、この運動を通してそこにかかわってきた住民たちが示した意思決定は、当初の目的である水路の管理保全とは一見たいへんかけ離れたものであった。しかも、彼らは、そうすることが結局は現段階での最善の選択だと考えているようなのである。

では、いったいなにが住民たちをこのような、当初の目的とは異なった新たな意思決定に導いたのだろうか。ここではそれを、強い社会秩序の存在を前提にした組織的な創造性の発現に求めたい。すなわち、運動にかかわる諸組織主体間の相互作用過程を分析することによって、集落的な地域において環境保全をめぐるどのような可能性があるかを探ることが本稿の目的である。なお、本稿では環境保全に関わる組織間の分析のみに関心を狭く限ることをはじめに断っておきたい。

## 2. 地域における運動の把握

### (1) 運動のもつ「設定性」への着目

最初に、運動における組織主体間の相互作用について、現在どのように議論されているかをみておく必要があるだろう。

今日、環境運動が展開されている現場において、当該地域外からの支援者がそこに関与することは一般的な現象である。また、そこでの諸主体間のパートナーシップの重要性は広く政府にも認識されている（たとえば環境庁企画調整局、1996）。ただ、そこにかかわる支援者の多くは、たとえば自然保護の理念など、広く一般に流布しているという意味での「普遍性」を保持している。そのため、その働きかけが地域に対して普遍化の要求として現れるなど、地域性をもつ個別の村落の視点とのズレを生みだすこともまた危惧されるようになってきた。そこで、この両者をつなぐパートナーシップのあり方が、環境省のような行政においても、あるいは環境にかかわる研究者の間でも問題になっているのである。

このような、環境運動におけるパートナーシップの問題を捉える分析装置として環境社会学の分野から提出されてきたのが、鬼頭秀一の「よそ者」論（鬼頭、1996、1998）である。鬼頭は外部からの働きかけと住民との間に認められる、環境運動や自然保護に対する意識や理念の相違に着目し、「よそ者」と「地元」とを区分する。そのうえで、けれども、そこにとどまらず、普遍性をもった「よそ者」が「地元」のもつ生活の論理や文化といった地域的視点を獲得し、またその逆に「地元」が「よそ者」的視点をもつ、その相互作用過程と主体の変容によって、「よそ者／地元」の構図が解消されていく可能性を論じている。

また、まちづくり運動を事例に「よそ者」の位置づけを探せば、野田浩資の議論(野田、1996、1999)をあげることもできる。野田においては「よそ者」論の「よそ者」は「専門家」とされている。野田は、滋賀県甲良町のまちづくりを事例としつつ「住民と外部からの『専門家』の関係は、決して一方的に指導し、指導されるという関係ではなく、あくまで住民の自主性に基づいた地域づくりが目指されて」(野田、1996: 93)いと分析する。そこでは住民と行政、専門家の三者間における交流の実践がなされ、お互いの知識や情報が蓄積されてくることによって「地域社会の『環境観』が変化」(野田、1999: 202)してきたのだという。

これらの代表的な議論からは、地域における運動の進展のためには、たがいにさまざまな情報を提供し、蓄積することを通じた、諸主体の変容や変化が鍵になる、との指摘が読みとれる。つまり、この変容や変化が、地域の新しい意思決定に影響を及ぼすということになるわけである。ただし、これら「よそ者」論は、あくまで運動の場に直接かかわっている主体間の相互作用に焦点をあてた説明を中心としている。しかしながら、運動の現場においては、いわゆる「地元」にも運動への関与や関心において濃淡が存在する。すなわち端的にいえば、運動に直接かかわらない「地元」住民がいるということである。しかも、都市とは異なり、いわゆる農村においては、そのような関心の薄い住民たちにも、しばしば強い発言権がある。そのため、その存在を無視できなくなることがある。

つまり、村落社会において新たな運動を立ちあげる際には、その運動は意識や理念の面でも、メンバーシップの面でも、「地元」という「力」の前では限定的な存在であり、それは「地元」の規制の上に設定されるという意味での「設定性」をつねにもたざるをえないのである。とするならば、そのような状況下での意思決定を分析するうえで、「地元」、すなわち村落社会をめぐる現況をふまえておかなければならないだろう。

## (2) 地域における「異質性」の増大

村落社会はその変化が指摘されて久しい。いわゆる農村としての一体性を失って異質性をもった地域空間になったり、極端な場合には社会的崩壊が起こってきた<sup>(3)</sup>。それは高度経済成長を経るなかで顕著にみられたが、いまだ現在の課題でありつづけているといえる。村落社会学では、こうした村落の変動の現状を捉える分析概念として、当初は「過疎化」、そしてその後、「混住化」の概念を用意してきた。日本の村落の特徴である同質性と閉鎖性が崩れてきているなかで、混住化概念は「『むら』の変動を構造論的にも、問題解決的にも把握するのに適したもの」(橋本、1991: 103)とされている。

徳野貞雄によれば、混住化とは、内から進む側面と外から進む側面の両面がある。混住社会とは「従来農家を中心として構成されてきた“ムラ”が、高度成長期以降、主として就業構造の変動と人口移入による構成員の変化とによって、従来の村落社会の構造的枠組が変容過程にある地域社会」であって、農村内部の兼業化や農業経営の変化にともなう村落社会の社会経済的な構造変動である「内からの混住化」と、従来のムラとはほとんど無縁な来住者の増大によって社会構成員が変動する「外からの混住化」がある。混住化とはその複合的構造変動として把握できるのだという(徳野、1987: 43)。

その混住化現象であらわれてくるのは、混住化の過程における社会的不安定性である。というのも、村落の同質性が崩れてきているということは、裏を返せば「異質性」が増大しているということであり、その異質性の増大をもたらしているものとは、具体的には都市的生活様式の流入、人口の流動性の増大、あるいは個人主義の台頭といった事柄である。それらは、一言でいえば村落の近代化である。いま、近代化を普遍化と読みかえることができるとすれば、混住化現象の惹起において村落でおこっているのは、地域性と普遍性との緊張状態なのだということができるだろう。それがたとえば「農家と非農家の共存のあり方、農業的土地利用と都市的土地利用の調整など」（高山、1988：44）において問題としてあらわれているのである。

では、異質性の増大によって生まれる社会的不安定性を解く鍵はどこにあるのだろうか。この問いに対しては、これまでに数多くの回答が試みられてきた。たとえば高山隆三は、異質な住民間においてもコミュニティづくりは不可分であるとしたうえで、それを支える基盤を「市民社会」に求めている（高山、1988：68）。また橋本和幸も「私的・個別的利害の場」となっている地域社会を「共同利害」の場に連動させ、そのなかで地域の個性を発見し、新たに創造しなおしていく必要があると述べている（橋本、1991：119）。

しかしながら、そのような回答は多分に理想的といえるのではないだろうか。ここで先ほどの「よそ者」論の枠組とあわせて検討するなら、混住化現象の惹起においても、「よそ者／地元」の相互作用過程においても、「普遍性」はつねに地域性との接触において緊張をはらむものとして立ちあらわれざるをえない。それは地域社会においては地域の内部にも、また外部とのかかわりにおいても「異質性」が存在するということである。言い換えれば、そのことを前提にして現実の運動は展開され、なんらかの意思決定がおこなわれるのである。そうであるならば、実際に住民たちが普遍化の要求をどのように受け入れ、それを実行できるものとしてつくっていくのかという点から考えてみるのもひとつの方法であるだろう。

以上のように地域社会のおかれた現状をふまえたうえで、本稿では運動にかかわる組織主体相互の力学を、後述する「設定された地元」という概念を用いて分析してみたい。というのも、いわゆる地元を「設定された地元」と「本来の地元」というふたつに分けて考えることが、本稿の課題を解く鍵であると考えているからである。

### 3. Y 地区の地域環境改善運動

#### （1）混住化の進展と堀の荒廃——「Y 地区ん堀ば考ゆう会」の誕生

福岡県 X 町は県の南西部、筑後平野のほぼ中央に位置する農村である。その X 町の南部にある Y 地区は藩政時代の旧村であり、現在は X 町に 40 ある小集落の 1 つとして行政区をもっている。世帯数は 99、人口は 369 人からなっている<sup>(4)</sup>。その地区内には、縦横無尽に堀（ホリ）と呼ばれる水路が張りめぐらされており、本稿でとりあげる地域環境改善運動において対象とされたのがこの堀である。その契機は、この地域に住む人びとと堀とのかかわりの変遷がもたらした環境の変化が問題とされたことにあった。

すなわち、昭和 30 年代までは、農業を生業としてきたこの地域の住民にとって、堀とのかかわりは非常に濃密なものであった。堀の水は農業用水、また生活用水として利用されてきた

からである。従来、堀はそこに隣接する農地の使用者によって管理がなされてきた。そのもっとも象徴的なものは年末におこなわれる堀干しであったが、それも農地使用者の親戚関係を主として編成された堀干し組によっておこなわれてきたものである。「わざわざきれいにするとかやなくて、仕事やった」といわれるように、堀の管理は生産と密接に結びついていた。また堀は肥料やタンパク質を得る場として、さらにコミュニケーションの場としての空間的な役割も果たし、多様な利用とともに綿密な管理がなされてきたのである。

だが、この地域でも高度経済成長期をへて離農、兼業化が進んでいく。付近の中核都市にも近く、また町内を走る鉄道により福岡市への通勤圏にもあった。実際、1970（昭和 45）年の段階ですでに総戸数 67 に対し、農家は 34 戸と 51%にすぎなくなっていたのである。さらに 1990（平成 2）年には、その割合は 31%にまで減少し、専業農家は現在ただ 1 戸にすぎなくなった<sup>(5)</sup>。まさに、ここ Y 地区は、「内からの混住化」が進行してきた村落だといえる。

このような農業人口の減少は、とりもなおさず堀の管理の担い手の減少となって表れる。すなわち、堀干し組を維持することは徐々に困難になり、Y 地区でも昭和 40 年代の半ばを境に堀干しはみられなくなっていった。生産と結びつかなくなった堀は、人びとの関心からは希薄な存在となっていく。また、同時期に並行して進行した化学肥料の普及により、堀からの有機肥料の獲得の必要もなくなった。さらにビニール管の普及に伴う、家庭排水の堀への直接排水など、いったん堀が汚れだせば、人びとはそこでの空間的な役割もみいださなくなっていく。地元の男性によれば、このようにして荒廃してきた堀は、住民たちに「ほったらかし」にされている状態にあったという。

この Y 地区は、X 町のなかでも他の地区に先駆けて、1968（昭和 43）年、試験的に小規模な土地改良事業がおこなわれた地区である。だが、その償還が済んでいなかったこともあって、1980（昭和 55）年に一帯でおこなわれた大規模な土地改良事業には参加しなかった。その結果、いまだ護岸工事の手も入っていない、以前の姿をとどめた堀が残存している。ただ、この堀も手入れは十分になされていない。その堀岸は崩れかけ、水の流れもほとんどなく、気温の高い日には異臭が漂うような状況にあった。

今回、この残存する堀の環境悪化を改善しようとしたのが「X 町グラウンドワーク準備会」（以下、「準備会」と略す）であった。この「準備会」が堀の保全を Y 地区に働きかけたことで、1998（平成 10）年 8 月、「Y 地区ん堀ば考ゆう会」（以下、「考ゆう会」と略す）が新しい地域住民組織として誕生したのである。「考ゆう会」の活動目的は、この昔ながらの堀を、Y 地区に住む住民自身がどのように保全、整備したいのかを議論し、最終的には管理保全計画を作成、広く町全体に発表するとともに住民自身がそれを実践していくこと、であった。

## (2) 「普遍性」を自認する「よそ者」としての「準備会」

さて、鬼頭によって「よそ者」の重要な特徴とされているのが「利害や理念の点において、当該地域の地域性を超え、普遍性を自認している」（鬼頭、1998：46）点である。このことを事例に照らして考えると、「よそ者」にあたるのは「準備会」だといえることができるだろう。ここでは、「準備会」の保持する「普遍性」の特徴を明らかにするため、それを「意思決定の手法」

と、「運動を支える理念」という 2 点から説明をしておきたい。具体的には、計画の作成とその実践を保証するためにとられた「ワークショップを用いた計画手続」という手法と、堀と人とのかかわりを模索する場において第一義的に重要であると認識されていた「エコシステムとしての堀の保全」という理念である。

第 1 点の「ワークショップを用いた計画手続」であるが、まずは「準備会」の立場を明らかにする必要があるだろう。この「準備会」は 1996（平成 8）年に発足した。メンバーは建築家や中学教師、専業農家などを職業とする 13 人からなっており、その実質的リーダーとして企画、運営を担っているのが役場職員の A 氏である。A 氏の言葉をかりると、「準備会」は「まさに地域環境改善のための第 3 の組織みたいなかたちで機能しうるもの」であるという。つまり、地域住民と周囲の環境とのかかわりの変化によって、たとえば、堀にしても、行政が事実上の責任主体にならざるをえない状況にある。だが、行政だけでできることには限界があり、それが現在の堀の姿となってあらわれている。そこで、住民と行政、あるいは水利組合や土地改良区といった組織のそれぞれが各自の役割と責任を明確にして現状を変えていく必要があると A 氏は考える。その関係をつなぐ応援団として働きかける存在が「準備会」なのであるという。つまり、「準備会」は、「関係諸組織」ではなく、それらを結びつける「ニカワ」としてこそ意義があると A 氏は位置づけるのである。

その「ニカワ」としての機能を果たすためには、まずは地域住民自身が堀に価値を見だし、運動の主体、管理の主体にならなければ意味をなさない。そう考えた「準備会」のとった手法が、学習会形式のワークショップなのであった。ワークショップは全国的にみても現在、まちづくり運動をはじめとして住民参加のさまざまな場面で用いられている手法である（中野、2001）。この意思決定方法が Y 地区にも導入されたのである。学習会は A 氏と、都市でコンサルタント業を営む、生態学的知識の豊富な活動家によって進められ、適宜専門的な知識をもつ講師を招いて実施されてきた。

次に、理念という言い方をした「エコシステムとしての堀の保全」であるが、そもそもこの運動の目的は、堀をキッチンと管理することにあつた。そのためには住民の管理責任の自覚が必要とされたので、学習会の過程では、堀と人とのかかわりの歴史についての学習もおこなわれてきた。けれども、「準備会」は堀を文化的遺産としてだけでなく、エコシステムとして希少価値をもつものと認識していた。そこで、堀をとりまく生物の変化や水質の問題をとりあげるなかで、堀をめぐる環境が危機的状況であるという認識が繰り返され示された。さらに、生態系に配慮した整備の方法や水質を浄化するための提案も「準備会」の側から積極的になされるにいたつた。つまり、つまるところ「エコシステムとしての堀の保全」のためにいかに住民が動けるかが、「準備会」にとっての主要な関心なのであつた。

「準備会」はこの学習会を通して、住民が自ら堀の管理保全計画をつくることを期待したのである。しかし、1999（平成 11）年 2 月をもって終了した学習会は、成果として参加者たちの理想をまとめた図をつくりあげただけにとどまり、3 月ごろを目処にしていた計画はついに完成されることがなかった。この挫折はいったいどのような理由によるのであろうか。

### (3) 「設定された地元」としての「考ゆう会」と「本来の地元」

この問いに答えるためには、「準備会」の働きかけによって成立した地元での学習・実践組織である「考ゆう会」をめぐって働いた力学を分析する必要がある。しかしながら、この「考ゆう会」は地元の人びとから成りたっているものの、環境保全についての地元組織を代表するものと単純にみなしたのでは力の作用はみえてこない。そのことを筆者は調査の過程で教えられた。その作用を可視的にするためには、この運動に直接的には姿をみせない Y 地区住民たちをも分析の対象に加える必要があるのである。

先にみたように、「準備会」は環境保全を理想化した「普遍性」を色濃く所持している。しかし、この「普遍性」を直接地域のなかに持ち込むことは結果的には不可能であった。たとえば、「準備会」は当初、Y 地区の包括的な意思決定機関である区会を通じて運動を進めようと試みた。その段階では当時の区長が運動の旗振り役になる予定だったのである。だが運動の最初、1998（平成 10）年 5 月にまずもっておこなわれた堀の見学会が終わると、堀周辺の地主である農家（区会のメンバーたち）はこの運動に難色を示すことになった。というのも、地主たちはいずれこの土地を宅地にする可能性を考えていたからである。この難色の結果、結局、区長は運動の旗振り役の座を降りることになってしまった。そしてこのような失敗のために、「準備会」は、まずは住民のまったくの自由意思による参加から運動を拡大しようと方針の転換をすることになった。その結果組織されたのが「考ゆう会」なのであった。つまり、「考ゆう会」は、自由参加による組織として設置されたのである。

だが、「準備会」の考えとしては、あくまでこの運動は Y 地区全体を視野に入れる必要があるとみなしていた。それは、学習会の内容がその都度、報告として作成され Y 地区の全戸に配布されていたことからうかがえる。そこでは、住民全員の理解と参加による計画の作成が理念としてつねに意識されていたといえるのである。

つまり、区会をその構成員が地元の全員であることから「本来の地元」とよべば、「考ゆう会」というのは、「準備会」によって意図的に設けられた「設定された地元」ということができる。そうすると、ここでの組織としては、よそ者である「準備会」、設定された地元である「考ゆう会」、本来の地元である「区会」という 3 つの組織の並存がみえてくるのである。

### (4) 意思決定過程において働いた力学

では、この 3 つの組織をめぐって働いた力学をみていこう。まず、「設定された地元」（考ゆう会）に参加する人びとは、その学習の成果として、「準備会」の掲げた「エコシステムとしての堀の保全」という理念には積極的に共鳴するようになった。そもそも「準備会」の働きかけの趣旨の源泉はここにあったのであり、「考ゆう会」に参加した主婦が「堀のたいせつさを再認識した」というように、熱心に情報の吸収につとめてきたといえる。

だが、もう一方の「ワークショップを用いた計画手続」という手法による意思決定については、「準備会」の見込みどおりの成果を生まなかった。というのも、「考ゆう会」に参加した人びとは筆者の位置づけた「設定された地元」を構成する者たちではあるが、他面、Y 地区の住民なので、当然のことながら区会にも所属している。ゆえに「本来の地元」の住民でもある。

したがって、そこでの住民たちの堀をめぐる生活の現状をもよく知っているがゆえ、軽々には自分たちの意思決定ができなかったのである。

たとえば、Y 地区においては、1977（昭和 52）年から、ムラの賦役としての位置づけで堀の清掃がおこなわれてきた。これまでも、区会（ムラ）によって、身近な環境の荒廃に対する地道な改善努力はなされてきたのである。しかも、その参加率は 9 割以上という高参加率を誇っている。しかしそれでも、住民たちの堀に対するかかわりは取り戻されたわけではないという。その現状について、「設定された地元」に集う専門農家、B 氏は次のように語る。

「あれも形式的なことやけんね、形式的な行事やろうが。ムラの清掃とかずっとやってきたことはね。だから、ただ堀のゴミをあげんといかんからでてくるっちゅうね、まあ年に 2 回ぐらいしよったから。ただそれだけ。ただもう、かたちだけすればいいというかたちになってきたね」。

区会のなかで意思決定されたことだから住民たちは従っているが、内実としてはこのような状況であった。つまり、「内からの混住化」が進行してきたなかでは、たとえ賦役として堀の清掃を開始し、みながそれに従ってきたとしても、あくまでそれは形式的なものになっている。しかしその内実を変えるという意思決定をするのはたいへんなことである。ゆえに住民たちは形式に従っているという状況になっているのである。

他方、「設定された地元」である「考ゆう会」への Y 地区住民の参加者は、最初こそは 40 名ほどあったものの、次第にその数は減少し、10 数名ほどで固定化するようになっていった。そのような状況下でなんらかの計画を独自に意思決定するということは、「本来の地元」から浮いてしまう危険性が高い。そのようなジレンマを「考ゆう会」は抱えてしまったのである。

つまり、「設定された地元」（考ゆう会）の人びとは、繰り返すが「本来の地元」（区会＝地区全員）の住民でもあり、そこでの人間関係も考慮しなければならない。彼らは「本来の地元」から離れて意思決定をおこなうことにはためらいを覚えたのである。

ところが、それでも筆者が「よそ者」と位置づけた「準備会」は、「設定された地元」に意思決定を迫る存在としてたちあらわれる。A 氏が「基本的に、参加されてる方の最大の意義、メリットというのは、参加したことが、ある一定度、実現できるということ」と語るように、たとえ「設定された地元」が「本来の地元」から一定程度乖離してしまっても、それはやむをえないことだと「準備会」は判断し、運動の進展のため、意思決定とそれにもとづく計画の実行という成果を「考ゆう会」に求めることになった。

ただ、ここで注意しなければならないことは、「準備会」が「本来の地元」を考慮していないというわけでは決してない、ということである。むしろ、「本来の地元」をいかに運動に引きよせるかという関心にもとづく戦術として、一時的に「設定された地元」を「本来の地元」から引きはなしてもやむをえないということなのである。

すなわち、「準備会」は、「設定された地元」にできるかぎり学習会の成果どおりに動いてもらおうとしたけれども、「設定された地元」は「本来の地元」との鎖を断つわけにはいかず、動

けない状態に立ちいたったのである。結果として、「設定された地元」における意思決定はなされないままとなってしまった。

#### 4. 「設定された地元」からの新しい戦略

##### (1) 自然農法の取り組みの提示

そのような状況のまま、学習会の終了から1年が過ぎ、運動は停滞しているようにもみえる状況に陥った。その状況を、「準備会」のA氏は「ゆき詰まった感がある」と評価する。

「Y地区さんも、実のところ、地域として自発的に、主体的に動くという部分にかんしては、もう、あまりパワーがなくなってきたのかなって思ってるんですね。それを私たちが強引に引っばっていても意味がありませんですね。そういう点では、私たちは主役ではありませんから。自ずとやろうよやろうよ、という部分にかんしては支援できますけども、こちらからのアクションを待っているようでは、やっぱり本来の活動としては満たないですねえ」。

このように、「準備会」による「設定された地元」に対する働きかけは消えようとしていた。ところが、そのようなところに、突然、「設定された地元」である「考ゆう会」の方から、新しい動きが生まれてきたのである。この節では、2000（平成12）年に入って起こってきた、この新しい動きに注目したい。その動きは、学習会をめぐる相互作用において働いていた力学とは異なったベクトルをもったものであり、新たな力の作用をみせる可能性をも見いだせるものであるからである。

その新しい動きとは、けれども、これまでの運動の経過からすれば、一見たいへん唐突とも思える、休耕田を使った「自然農法」の取り組みの開始であった。立案者であるB氏は「考ゆう会」に積極的に参加していた専業農家であるが、その取り組みについて、これまでの環境保全型の運動から自然循環型への視点の変換なのだと語る。どういうことだろうか。

その取り組みは、形態的には、自然農法の文字どおり、減反の田を利用した有機栽培による農園づくりである。参加するみんなが旬のものを食べる、その自然の成り行きの中での取り組みが、かえって堀をめぐる環境保全にもつながっていくのではないかという認識にもとづく提案である。

ただ、その核心は、自然の循環というところにあるのではなく、楽しみの体験の提供と、それを通じた人間関係の再構成にある。加えて、その取り組みを長期間かけてゆっくりと進めていこうとする方向性である。

「仲間づくり、そういったなかで。それで、とくに若い人たち。新興住宅が入ってきよるけど、やっぱりアパートと違って自分で家をもつちゅうことは、ここに一生、骨を埋める人たちやろうが。だから、地域のことも考えてもらおうと。だからもう、あわてないで。あんまり、あれしようこれしようっていっぺんにやりよるとかえって悪いけんね」。

ここで注目すべきところは、B氏の、新居住者をもこの取り組みに取りこんでいこうとする姿勢である。実は、堀の環境改善運動においての地主の対応が示唆していたように、この地域では農地の宅地化が静かに進んでいる<sup>(6)</sup>。先にみたように、この地域は小規模な圃場整備しかおこなっていない。けれども、昔ながらの堀が現存しているということは、逆に農地としての評価は低いということも意味している。B氏が「もうじゃんじゃん開発されてきてる」というように、実際、1990（平成2）年からの10年間をみても、Y地区の総戸数は72戸から99戸へと大幅に増加しているのである。ここY地区にも「外からの混住化」が進行してきている。

そして、B氏が「考ゆう会」に積極的に参加したのは、この宅地化に対する反対の意思を示すという意味合いも大きかった。しかし、だからといってB氏は、宅地化にともなってY地区に入ってきた新居住者を拒絶しようとはしない。それどころか、むしろ積極的に地区の一員として迎え入れようとするのである。

先に、これまでおこなわれてきた堀の清掃が、「内からの混住化」のために、あくまで形式的とならざるをえない現状を述べた。そして、この堀の清掃には、「外からの混住化」の原因たる新居住者たちも、いまのところ「郷に入れば郷に従わざるを得ない」（徳野、1987：50）という事情から参加している。しかし、新居住者たちは、もともと堀とのかかわりをもたない、都市的生活スタイルをもった人びとである。そこでは、新居住者たちの堀の清掃への参加も、昔からの住民たちと同様に形式的なものにならざるをえない。

さらに、それは堀とのかかわりだけにとどまらない。新居住者が集落とのかかわりにおいて形式的になることをもB氏は危惧しているのである。区長によると、新居住者と従来のムラ人との間には、どこにでもあるような壁が存在するという。それは「本来の地元」の住民たちが、「内なる混住化」によって堀とのかかわりは形式化しているとはいえ、一方ではあくまでY地区の地域の伝統（個別性）を色濃く所持しているからである。それに対して、新居住者たちはいわゆるムラの伝統への十分な理解が難しい。そのため、両者の間にしばしば摩擦をひきおこすのである<sup>(7)</sup>。

B氏が自然農法の取り組みをはじめたのは、この両者の間の壁の撤去を志向したからこそであった。なぜなら、環境保全としての堀とのかかわりのあり方を追求してしまうと、「本来の地元」にしる「よそ者」にしる、あるいは新居住者にしる、そのつながりが切断されてしまう危険があるからである。だからこそ、B氏が「考ゆう会」において新しくはじめたこの取り組みは、いったん堀そのものを対象とするところから距離をおいたところにあるのである。

## (2)「設定された地元」の変容

この自然農法の取り組みは、区長をはじめ、「考ゆう会」に集っていた人びとに賛同を得て進められようとしている。それは、「普遍性」をもって働きかけてきた「準備会」にも、ムラのなかでの人間関係をはじめとするしがらみにも、そのどちらの領域にも拘束されていないような空間、そこからのゆるやかな戦略なのである。

「準備会」からの「普遍化」の要求の力が「考ゆう会」に働いていたときには、その位置での意思決定は「本来の地元」との鎖が切れかねないことを意味していた。しかし、「準備会」か

らの力の作用がなくなりつつあるいま、「設定された地元」である「考ゆう会」の人びとのイニシアチブによって、ある程度自由に判断し、自らの考えを投入できる新しい隙間の空間が生じたのである。これはあえて言えば「創造空間」とでも呼べるものであり、自然農法という新しい動きはまさにこの「創造空間」から生まれたものなのである。

現在、「設定された地元」に集う住民たちは、この「創造空間」を活用し、ゆっくりと時間をかけて、そこから逆に積極的に働きかけようとしている。その働きかけは「準備会」と「本来の地元」の双方へと向けられたものである。その提案によって、両者の接点をつくらうとしていると言い換えることもできるだろう。それは「本来の地元」に向けては、まずは人と人との関係の伸展をめざしたものである。具体的には、ムラに新居住者を組み込んでいくことである。また、宅地化を進めようとする地主や、賦役の清掃に不満を述べる住民たちもがその視野の先には入れられている。

ただ現在のところは、いわゆる運動というよりも、日常の近接のなかからそれがアピールされている。そのことからもうかがえるように、その方法はあくまでソフトである。それはあくまで、時間をかけてムラの「ムラ立ち」(B氏)をつくっていく作業なのである。

他方、「考ゆう会」の新しい動きは、「準備会」に対しては「普遍性」の視野の組み替えを要求するものとなる。現在、「準備会」はこの動きをうまく評価できないとまどいの段階にあるが、「もちろん来てもらう」とB氏が述べるように、今度は、「準備会」が「設定された地元」に参加を要請されるようになってきているのである。

このような「考ゆう会」の変貌をみることによって、環境保全運動における「設定された地元」のもつ意義をみいだすことができるだろう。運動というものは地域においてつねに限定的な存在である。そのため、運動は必ずしも一般的に考えられるほどには理想どおりに進展しえない。それゆえ、「設定された地元」は「普遍性」の側にも地元の「地域性」の側にもたてず、その相克の場においてただただ翻弄される存在、あるいは妥協の場としてしばしば理解しがちである。

しかしながら、ここまでをみて明らかになったのは、この「設定された地元」に集う人びとが組織的主体性を生みだし、意思決定権を得ることを通じて意思決定プロセス主体として機能しはじめた事実である。ここでいう意思決定プロセス主体とは、あえていえば、「よそ者」が象徴するような「普遍的」な知識を一方で取りいれつつも、それをいったん生活の場において解釈しなおし、実効性あるものに再構成していく主体であるといえよう。

## 5. おわりに

まとめよう。これまでみてきたように、Y地区は伝統的に堀とのかかわりを色濃くもった村落地域であったが、環境保全の対象とされるほどに堀の荒廃にさらされるようになってしまった。その理由のひとつは「内からの混住化」という、離農あるいは兼業化にともなう農業への相対的なかわりの低下による堀の重要度の低下であり、もうひとつは宅地化の進展による来住者の増大という「外からの混住化」であった。これら2つの混住化現象、その「異質性」の増大によって、Y地区の共同体的規制は共同性という側面において次第に形骸化してきており、

継続されてきた堀の清掃も、その形式化を免れることはできないでいたのである。しかし一方では、閉鎖的な側面によって新居住者との間にも関係の不安定性があつた。

そこへ、いわば堀の環境保全の救い主として、「よそ者」たちから構成された「準備会」による「エコシステムとしての堀の保全」をめざす働きかけがはじまる。その「準備会」が地元へ食いこむために戦術的に形成したのが「考ゆう会」、つまり「設定された地元」であつた。「準備会」は堀の再生をめざし、「考ゆう会」に対して「準備会」の計画通りに機能するように熱心に働きかけた。けれども、すでに詳しくみたように、「設定された地元」である「考ゆう会」は、地域を体現する「本来の地元」を無視することができず、軽々に動けなかつたのである。

ところが注目すべきことに、「設定された地元」は設定されたままの受け身のかたちで終わらなかつた。学習の成果が、地元の内実を変える力となって芽吹いてきたのである。「設定された地元」が、比喩的にいえば自分たちの「創造空間」を生じさせたのである。そして、地域の伝統的・個別的特性を肯定しつつ、学習の過程で導入した普遍的発想をも同時に発揮させることになった。その結果、提案されたのが「自然農法」なのであつた。すなわち、「設定された地元」が組織主体として立ちあがり、意思決定権を得たことを通じて、意思決定プロセス主体として機能しはじめたのである。

ところで、ここで採用された「自然農法」をどのように解釈すればよいだろうか。それは地元の組織的な錯誤と矛盾を回避して、新たな内実を得るひとつの回答と考えることができる。つまり、「内からの混住化」と「外からの混住化」があり、新旧住民の壁があるなかで、自然農法は堀の環境保全とは異なり、それらとは直接にかかわりなく参加できる対象である。また、「よそ者」に対しても、自然農法はエコロジカルな資源循環型という考え方なので説得力をもつ。

すなわち、この新しい取り組みは、既存の異なる目的をもった組織的諸主体の関係性と地元へ働く規制を受けとめつつ、相互の関係性が崩れてしまわないようにしたうえで、相互が納得するかたちで内実を組みかえていこうとする工夫だったのである。そして、そのような複雑な工夫が必要なのは、その地域空間に地域の個性としての「ムラとしてのY地区」が厳然と横たわっているからなのである。

三浦耕吉郎(1988)が指摘するように、都市から見る農村には「異文化」と思える程大きな壁があるとされてきた。そのため、混住化地域における新旧住民の摩擦は容易に解決するものとは考えられてこなかつた。また「よそ者」と「地元」の間も、理念的には相互交流が語られ、相互の関係について論じられることはあるものの、地元が抱える課題から考えなおすということは環境保全の分野ではほとんど論じられてこなかつた。

いわばたいへん人工くさい「設定された地元」という、常識的には否定的に捉えられがちな組織が、このような限られた事例ではあるものの肯定的に捉えられることもあるという事実を本稿では示してきた。そこから解釈をすれば、ムラというものはそのままでは動けないこともあるが、やや普遍的な理念を含んだ「設定された地元」という組織の形成がムラを動かしていくこともあるのだということができ、これは現代の村落の主体的変貌のための、ひとつの可能性の糸とできるのではないかと考えている。

## 註

- (1) 一口に共同体的規制といっても、それは具体的な行為、たとえばユイやモヤイなど生産と結びついた共同労働というかたちで現出することもあるし、土地の移動にかんしてなど集落での決まり事を捉えていることもできる（二宮、1967）。また、それらに関係しつつも意識の面で相互を拘束する観念的な側面を指すこともできる（竹内、1984、福田、1977）。本稿で扱う広い意味での共同体的規制というのはどちらかといえば後者に属するものであり、そこには噂話なども含まれる。ただし、これらは密接に関連しつつ存在してきたことはいうまでもない。
- (2) たとえば、大塚久雄は「共同態規制」を封建制にもとづいた「呪縛」と捉えている（大塚、1969）。
- (3) 大内雅利は、農業センサスの統計データをもとにして、村落社会の変化を次のようにまとめている。すなわち「1955～60年を原点とするむらの変化は、次のような段階を踏んで進化した。1960～70年は農家の兼業化、70～80年はむらにおける非農家の増加、80～90年は農家の減少、90～2000年は『農業集落』の減少である」（大内 2007：39）と。
- (4) 2000（平成12）年6月末日現在、X町役場調べ。
- (5) 農業センサスによる。
- (6) 「静か」という意味は、集落の問題として賛成派や反対派が明確に存在するなどして大きな論争がおこっていないということである。
- (7) ここでいう摩擦とは、たとえば堀の清掃は従来の集落の決まりでいえば世帯から1人を供出するというスタイルであるのに対し、そこに夫婦揃って出たがために集落のなかに噂話がもちあがる、といったレベルの話である。

## 参考文献

- 福田アジオ、1977、「村の生活——村八分と噂話」『伝統と現代』43:87-92.
- 橋本和幸、1991、「地域（2）——混住化」遠藤惣一・光吉利之・中田実編『現代日本の構造変動——1970年以降』世界思想社、pp101-122.
- 環境庁企画調整局、1996、『環境パートナーシップの構築に向けて』.
- 鬼頭秀一、1996、『自然保護を問いなおす——環境倫理とネットワーク』筑摩書房.
- 鬼頭秀一、1998、「環境運動/環境理念研究における『よそ者』論の射程——諫早湾と奄美大島の『自然の権利』訴訟の事例を中心に」『環境社会学研究』4:44-59.
- 三浦耕吉郎、1988、「地域社会意識研究のために——異文化としてのむら」『年報社会学論集』1:123-132.
- 中野民夫、2001、『ワークショップ——新しい学びと創造の場』岩波書店.
- 二宮哲雄、1967、『日本農村の社会学』誠信書房.
- 野田浩資、1996、「多面体としての専門家——地域環境問題のフィールドから」『ソシオロジ』41(2):91-96.
- 野田浩資、1999、「住民がつくる農村環境——滋賀県甲良町のまちづくり」鬼頭秀一編『環境の豊かさを求めて——理念と運動』昭和堂、pp190-207.
- 大塚久雄、1969、『共同体の基礎理論（大塚久雄著作集第7巻）』岩波書店.
- 大内雅利、2007、「都市化とむらの変化」日本村落研究学会編『むらの社会を研究する——フィールドからの発想』農文協、pp38-46.
- 高山隆三、1988、「土地と村落——混住化地域のコミュニティの現状」『村落社会研究 24』農文協、pp39-70.
- 竹内利美、1984、「ムラの行動」『村と村人（日本民族文化大系8）』小学館、pp243-296.
- 徳野貞雄、1987、「ニュータウン開発にともなう混住化社会の地域組織形態と地域紛争」『山口大学文学会志』38:43-68.

